

農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援

 (39) JAバンク大阪担い手経営支援事業の実施
JAバンク大阪（大阪府）

新規	継続
○	
	(平成 年 月)

1 動機 (経緯)	担い手農業者の所得向上や農業経営の継続的発展に資することを目的として、農業者が販路開拓に向けて出展した商談会への出展費用や農業経営体を法人化する際に必要な費用の一部助成を実施しました。
2 概要	<p>1. 農産物販路拡大支援事業</p> <p>(1) 助成対象者：助成申請時点において、以下すべての要件を満たす者。</p> <p>a. 助成対象となる個人もしくは法人等の代表者が、農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者または青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者</p> <p>b. 助成対象となる個人もしくは法人等の代表者が、府内JAの組合員資格を有していること</p> <p>(2) 助成内容：商談会への出展費用の一部について、助成を行う</p> <p>(3) 助成対象費用：商談会等出展費用のうち、次に掲げるものを助成対象費用とする</p> <p>a. 国・地方公共団体及び関係団体が主催する商談会への出展費用</p> <p>b. 民間団体及び民間企業が主催する商談会への出展費用</p> <p>(4) 助成金額の上限：商談会出展の際に支出した費用（実費）とし、上限を5万円とする</p> <p>2. 農業法人化支援事業</p> <p>(1) 助成対象者：助成申請時点において、以下すべての要件を満たす法人。</p> <p>a. 個人経営体が法人化した法人であること</p> <p>b. 助成対象となる法人もしくはその代表者が、農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者または青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者であること</p> <p>c. 助成対象となる法人もしくはその代表者が府内JAの組合員資格を有していること</p> <p>(2) 助成内容：法人化にあたって支払った費用の一部について、助成を行う。</p> <p>(3) 助成対象費用：登記費用等のうち、次に掲げるものを助成対象費用とする。</p> <p>a. 公証役場に対して支出する定款認証手数料及び定款印紙代</p> <p>b. 法務局に対して支払う登録免許税</p> <p>(4) 助成金額の上限：法人化に際し支出した費用（実費）とし、上限を10万円とする。</p>
3 成果 (効果)	平成28年度は、助成件数1件、助成金額20,000円
4 今後の予定 (課題)	平成29年度は助成対象を一部拡充のうえ、引き続き本事業を継続し、農業者の農業経営に係る負担の軽減に努めます。